GRA Gymkhana Riders Association

6．10．1994

各　位

兵庫県神戸市中央区旗塚通り２－２－１０
ＧＲＡ代表　　小林　裕之

’９４年度版
『車両レギュレーションのご案内』

前略、平素より私達の活動に対して格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、私達ＧＲＡはジムカーナをより多くの方々に知って戴く為の活動をしておりますが、社会的各方面から誤解を受けず正しく認知される為と、参加する方に不公平感を与えず長く参加して戴く為に車両のレギュレーションを下記の内容で制定しています。
この車両レギュレーションはＧＲＡ及び関連のジムカーナ運営団体との統一レギュレーションとして制定しまいますが、制定に当たっては特に交通行政の２輪車に対する対応の姿勢と、モータースポーツとしての競技性の保持にも充分に配慮し、そしてナンバープレート付き車両でのモータースポーツとして共通項の多い４輪競技のレギュレーションを大いに参考にしております。

草々

【車両レギュレーション】

１）エンジン関連　　エアクリーナー及びキャブレターからエンジン本体そしてマフラーまでの部品を、出力向上や軽量化などの効果のある部品への交換及び加工が加えられていない事．

※例　…　ＪＭＣＡ認定マフラーへの交換や車載コンピューターのＲＯＭの書き換えや交換も認められません。

２）タイヤ　　誰でも購入可能な一般市販公道タイヤである事．レース用タイヤ又は特別に製作されたタイヤ及びグルービングなどの加工を加えたタイヤでない事．

３）ハンドル　　市販状態か、または市販状態とハンドル取り付け形式が変更されていない事．

※例　…　セパレート型ハンドルからバイブハンドルへの変更やその逆は認められません。

４）ホイール　　ホイールは市販状態かまたは外径が市販状態と同じである事．

５）フレーム関連　　フレーム、スイングアーム、ステアリングステム、フロントフォークなどを変更または大幅な加工が加えられていない事．

６）例外規定
ａ．同一型式で互換性のある車両の部品との交換は基本的に認める．
ｂ．市販状態のままであっても、走行上で安全性に問題がある場合または排気音及び走行音が許容範囲を超えていると判断される場合には走行を認められない．
ｃ．上記の項目及びそれ以外の内容の事であっても、主催者はレギュレーションの基本精神に照らし合わせ、主催者の判断で臨機応変に対応・解釈を下せるものとする．

【ＧＲＡでの適用イベント】

ＧＲＡにおいては’９４年度は年２回開催のジムカーナパーティにのみ適用する

【関連するジムカーナ運営団体】

ＴＳＲＡ　（東海セーフティライダースアソシエーション）
広島ジムカーナクラブ

以上

《解釈上のご不明な点はＧＲＡ事務局までお問い合わせ下さい》